

(2) 遺族年金

手続が必要

「遺族年金」は、厚生年金保険の被保険者（組合員）又は被保険者（組合員）であった方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

「遺族厚生年金」の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています。

【支給要件】 次の要件のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき^{※1}
- ◆ 被保険者であった者が、被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき^{※1}
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は公的年金加入期間が25年以上ある者が死亡したとき

※1 保険料納付要件あり。（請求時、共済組合に確認）

【遺族とは】

被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた^{※1}次表の「遺族」に該当する方

順位 ^{※2}	遺族	要件等
1位	配偶者	◎夫は55歳以上であること（支給開始は60歳以上。ただし遺族基礎年金の受給権がある場合は60歳前から支給） ・妻には年齢制限はない
	子	◎18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子 ◎障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の子 ・子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。
2位	父母	◎55歳以上であること（支給開始は60歳以上）
3位	孫	◎18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の孫 ◎障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の孫
4位	祖父母	◎55歳以上であること（支給開始は60歳以上）

※1 被保険者と生計が同一で年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること
死亡した当時、収入又は所得が限度額以上でも、おおむね5年以内に限度額未満となると認められる事由（退職または廃業など）がある方は該当します。

※2 遺族厚生年金を受けられる順位で、最も順位の高い方が年金を受給できます。

【遺族に支給される年金】

子のある配偶者又は子には、「遺族基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

	共済組合から支給	日本年金機構から支給	遺族基礎年金額 (令和3年度)
子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金	780,900円/年+子の加算 ^{※1}
子	遺族厚生年金 ^{※2}	遺族基礎年金 ^{※2}	780,900円/年+2人目以降の子の加算 ^{※1}
その他の遺族 ^{※3}	遺族厚生年金		

※1 子の加算

【年金額(令和3年度)】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 224,700円/年
- ◆ 3人目以降の子 各 74,900円/年

※2 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。

※3 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻が受ける遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算として585,700円(令和3年度)が加算されます。

【遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給できる方】

65歳前の方は、いずれか一つの年金を選択して受給することになります。

65歳以上の方は、まず、御自身の老齢厚生年金[※]を受給し、遺族厚生年金は、老齢厚生年金より額が高い場合に、その差額を受給できます。老齢厚生年金の方が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

※ 在職等により、老齢厚生年金が停止されている場合は、その停止前の額。
(加給年金額は除く)

65歳前

【例 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給している方が特別支給の老齢厚生年金を受給できるようになった場合】



65歳以降

【遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給イメージ】

